

議案第 4 1 号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2 万 4 , 2 6 2 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 2 項の規定は、平成 2 7 年度分の保険料から適用する。

平成 2 7 年 6 月 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、第 1 号被保険者の保険料の減額賦課に係る規定を設けたいので、この案を提出するものである。